

## 富山市ファミリーパーク移動販売規約

公益財団法人 富山市ファミリーパーク公社

本規約は富山市ファミリーパーク園内において、入園者サービスの充実及び賑わいの創出を図る目的で移動販売を実施するため定めるものである。

### 《販売場所》

- ・公益財団法人富山市ファミリーパーク公社（以下、公社という）が指定する場所とする。

### 《販売時間》

- ・通常開園時 9：00から16：30まで
- ・夜間開園時 9：00から21：00まで
- ・冬期開園時 10：00から15：30まで

### 《出店料》

- ・出店者は営業日の当日、営業終了後に事務所で売上の1割を支払う。

### 《出店申込》

- ・出店者は、「営業許可証（写）」または「臨時食品取扱施設開届（写）」を提出しなければならない。
- ・営業で車両を使用する場合は、「車検証（写）」及び「任意保険証（写）」を提出しなければならない。
- ・出店者は、「富山市ファミリーパーク移動販売者営業申請書」を提出しなければならない。
- ・物販等の販売は、不可とする。ただし公社が必要と認める場合は許可する。

#### 《許可の決定及び条件》

- ・ 公社は、出店者からの申し込み内容により、園内における安全、秩序の維持又は園内の適正な管理及び災害の防止に支障がないかどうかを審査し、以下のいずれかに該当するものは出店を断ることがある。
  - ・ 法令又は公序良俗に反する、又はその恐れがあるもの。
  - ・ 違法な活動を支援又は助長する、又はその恐れがあるもの。
  - ・ 政治結社、宗教団体、暴力団その他反社会的勢力に関するもの。
  - ・ マルチな商法、無限連鎖商法等に関するもの。
  - ・ その他公社が不適當と判断したもの。
- ・ 許可するときは、出店者に「富山市ファミリーパーク移動販売者営業許可書」と、「通行許可証」を交付する。
- ・ 公社は、許可する場合において必要な条件を付すことができる。

#### 《出店条件》

- ・ 出店者は、出店時に交付された「富山市ファミリーパーク移動販売者営業許可書」及び「通行許可証」を必ず着用及び提示し、従事しなければならない。
- ・ 出店者は、申請以外の商品は販売しないものとする。

#### 《搬出入》

- ・ 開園時間内は入園者安全確保のため、出店者の車両による搬出入を禁止する。ただし、台車等の搬出入は可能とする。
- ・ 出店者は、駐車場を利用する場合、公社の第2駐車場ガラス工房側（北側）を利用すること。
- ・ 出店者は、車両による緊急時の搬出入についてはその都度公社に申し出、公社が認めた場合のみ許可する。

#### 《園内走行時の厳守事項》

- ・ 園内では入園者への安全を確保するため、出店者の車両はハザードランプを点灯し、最徐行すること。

#### 《電源》

- ・電源は原則、出店者が発電機等自家発電装置及びコードリール等を持ち込み、電源を得るものとする。  
ただし、やむを得ず施設の電源を使用する場合には、あらかじめその旨を公社に伝え、公社が規定する電気使用料を支払うものとする。

#### 《電気等使用料》

- ・園内の電源を使用する場合、  
1 k wまでは1日200円 1 k wを超え2 k wまでは1日400円  
(2 k wを超える場合は使用できない) とする。  
※公社のコードリールを使用する場合は1日1本あたり500円とする。

#### 《水道使用料》

- ・園内の水道を使用する場合  
1日220円(1 m<sup>3</sup>程度)

#### 《その他》

- ・出店者は、食器・調理に使用した器具は持ち帰り、園内での洗浄は行わないこととする。
- ・出店者は、営業の際に園内で出たゴミや売れ残りの商品を必ず持ち帰ることとする。
- ・出店者は、調理から発生した汚水、廃液を園内で処分しないものとする。
- ・園内での出店者による事故、盗難、売買に関するトラブル等について、一切責任を負わないものとする。
- ・出店者は、販売品等に対するクレームがあった場合には直ちに公社に連絡し、出店者がこれに対処するものとする。
- ・公社は、出店者がこの規約を守らないまたは公社の指示に従わない場合、ただちに退園させ、今後出店を拒否するものとする。
- ・この規約に定めのない事項については、必要に応じて富山市ファミリーパーク園長が定める。

附則 本規約は、平成20年4月1日より施行する。

附則 本規約は、平成21年7月1日より施行する。

附則 本規約は、平成28年4月1日より施行する。

附則 本規約は、平成29年4月1日より施行する。

附則 本規約は、令和5年4月1日より施行する。